

国税の納税証明書に関するお知らせ

これまで、納税証明書の税務署長印については朱色で印影を表示してきましたが、システムの見直しに伴い、平成21年9月24日以降に発行する納税証明書の税務署長印については黒色で印影を表示しますのでお知らせします。

また、今後もシステムでの納税証明書の発行が困難な場合には、朱肉を用いて税務署長印を押印する場合がありますので、併せてお知らせします。

○ 税務署からのお知らせ

よくある税の質問にお答えする手段としてご利用いただいております「タックスアンサー」のうち、「電話音声・ファクシミリ」によるサービスは、平成21年11月30日をもって、終了させていただきます。

なお、「インターネット（携帯電話サイトを含む）」によるタックスアンサーは、引き続きサービスの充実に努めてまいりますので、お気軽にご利用ください。

(国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] からのご利用が便利です。)

また、税に関する一般的なご相談は、お近くの税務署にお電話いただき、音声案内に従い「1番」を選択していただければ、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。